



## いきいき長寿課 お知らせ

お問い合わせ  
☎63・3807

### 後期高齢者医療制度に ご加入のみなさまへ

#### 保険料軽減措置等が

#### 変更されます

和歌山県後期高齢者医療制度の保険料軽減措置等が変更されますのでお知らせします。

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額(50,304円)と被保険者の所得に応じて決まる所得割額(9.51%)の合計額です。世帯の所得が低い方に対しては均等割額が軽減される措置があります。その均等割額の軽減措置が次のとおり変更されます。

年度	低所得者 均等割軽減	基礎控除額
令和2年度	7.75割軽減	33万円
令和3年度	7割軽減	43万円 ※1

※1 基礎控除額は所得に応じて段階的に変更されます。

また、税制改正の影響から保険料算出に用いる所得の基礎控除額が次のとおり変更され、均等割額軽減の所得要件も税制改正の影響を考慮したものとなります。

令和3年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

#### 【お問い合わせ】

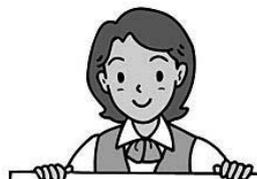
いきいき長寿課

☎ 63・3807

和歌山県

後期高齢者医療広域連合

☎ 073・428・6688



## 子育て福祉健康課 お知らせ

お問い合わせ  
☎63・3801

### ひとり親の ご家庭へ

「児童扶養手当法」の一部を改正により、令和3年3月分(令和3年5月支払)から障害年金を受給している方の「児童扶養手当」の算出方法が変わります。

#### 見直しの内容

現在、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合には、児童扶養手当が受給できず、就労が難しい方は、厳しい経済状況におかれています。

そこで、「児童扶養手当法」の一部を改正し、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるように見直します。

#### 手当を受給する ための手続き

◆ 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方は、原則、申請は不要です。  
◆ それ以外の方は、児童扶養手当を受給するためには、日高町役場への申請が必要です。

#### 支給開始月

◆ 通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。  
◆ 令和3年3月分と4月分の手当は、令和3年5月に支払われます。

詳しくは、子育て福祉健康課  
(☎ 63・3801)まで。

## 介護保険料の 変更について

令和3年度から令和5年度までの介護保険料が、基準月額で昨年度より300円減額され、6,300円となり、介護保険料額(年額)が、下表のとおり変更になります。

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、令和3年度から令和5年度の3ヶ年の給付サービス(見込み)や地域支援事業に要する経費等の総額(見込み)から、40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料及び公費負担分を差し引いた額を65歳以上の被保険者数で割って計算し、介護保険料の基準額を設定します。令和3年度の介護保険料は、被保険者の令和2年度の所得、年金収入金額や世帯の住民税課税状況に応じて段階が決定します。

介護保険料は、原則として年金からの天引きの特別徴収と納付書で納めていただく普通徴収があります。普通徴収の被保険者の方には、納め忘れのないよう口座振替をお勧めします。

詳しくは、いきいき長寿課(☎63・3807)まで。

段 階		令和3~5年度介護保険料		対象者
		保険率	保険料 (年額)	
本人が住民税非課税者	第1段階	基準額×0.3	22,680円	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法受給者の方</li> <li>老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方</li> <li>世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方</li> </ul>
	第2段階	基準額×0.5	37,800円	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
	第3段階	基準額×0.7	52,920円	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方
	第4段階	基準額×0.9	68,040円	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
	第5段階 (基準)	1.0 (基準額) 月額6,300円	75,600円	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方
本人が住民税課税者	第6段階	基準額×1.2	90,720円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方
	第7段階	基準額×1.3	98,280円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
	第8段階	基準額×1.5	113,400円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
	第9段階	基準額×1.7	128,520円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方